

広島県中山間地域振興条例

平成二十五年十月十日条例第四十四号

豊かで多様な自然環境に恵まれた山間部や島しょ部等からなる中山間地域は、県土の保全、水源の涵養、安全・安心な農林水産物の供給等、多面的かつ公益的機能を有している。

また、中山間地域の自然や景観、独自の文化や歴史等は、広く県民に潤いや季節感を与え、豊かで安全な暮らしを支える源となっている。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展する中で、中山間地域においては、地域の基幹産業としての農林水産業の衰退、農地の荒廃等による県土の保全への影響、地域の担い手の不足による地域コミュニティの衰退等が懸念される状況となっている。

こうした中山間地域が置かれた状況は、中山間地域から様々な恩恵を等しく享受してきた全ての県民にとって重要な課題となっており、私たち県民一人一人が、中山間地域の有する多面的かつ公益的機能等の価値を再認識する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、多様な主体が連携して、中山間地域の振興に取り組み、豊かで持続可能な県民共通の財産として、その価値を将来に引き継いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中山間地域の振興に関し、県及び県民の役割を明らかにするとともに、基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで持続可能な中山間地域を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
 - 二 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域
 - 三 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
 - 四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三十三条各項の規定により過疎地域とみなされる地域を含む。）
- 2 この条例において「多様な主体」とは、中山間地域の振興に関わる個人又は団体をいう。

(基本方針)

第三条 中山間地域の振興は、次に掲げる基本方針に基づき推進されなければならない。

- 一 県民の自主的かつ主体的な地域づくりを促進すること。
- 二 産業の振興等による雇用機会の創出を図ること。
- 三 日常生活を支える機能の確保等により、定住の促進に必要な環境の整備を図ること。
- 四 多様な主体の交流及び連携による地域づくりを図ること。

(県の役割)

第四条 県は、多様な主体と連携しつつ、中山間地域の振興に関する総合的な計画を策定し、当該計画に基づいて施策を推進するものとする。

- 2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、市町及び県民による中山間地域の振興に関する自主的

かつ主体的な地域づくりが促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

3 県は、前項の地域づくりを促進するため、中山間地域の有する多面的かつ公益的機能に関する県民の関心及び理解を深めるよう必要な措置を講じるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、中山間地域の有する多面的かつ公益的機能に関する関心及び理解を深めるとともに、中山間地域の振興に関する自主的かつ主体的な地域づくりを自ら実施し、又は他の者が行う中山間地域の振興に関する地域づくりに協力するよう努めるものとする。

(市町との連携)

第六条 県は、住民による中山間地域の振興に関する自主的かつ主体的な地域づくりの促進又は多様な主体と連携した中山間地域の振興を図ることを目的として市町が実施する施策について、必要と認める協力を行うものとする。

(振興計画)

第七条 県は、第三条の基本方針に基づき、中山間地域の振興に関する総合的な計画を策定するものとする。

(自主的かつ主体的な地域づくりの促進)

第八条 県は、市町及び県民による中山間地域の振興に関する自主的かつ主体的な地域づくりを促進するため、市町及び県民に対する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(普及啓発等)

第九条 県は、中山間地域の多面的かつ公益的機能に関する県民の関心及び理解を深めるため、普及啓発その他必要な施策を講じるものとする。

(推進体制)

第十条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な体制を整備するとともに、市町との協議の場を設けるものとする。

(財政措置)

第十一条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年度、議会に、当該年度の前年度において中山間地域の振興について講じた主な施策に関して報告するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の規定は、この条例の施行の日の属する年度以後に講じる中山間地域の振興に関する施策について適用する。